



スポーツ・文化・ボランティア活動などの団体活動に最適な保険です

スポーツ安全保険

⑧ 教育委員会 スポーツ振興課 ☎050(3381)5084

スポーツ中のケガは多いものです。スポーツだけでなく、ボランティアなどにも対応するスポーツ安全保険にあなたも加入しませんか？

●対 象

子ども会、運動クラブ、文化、ボランティア団体など、5人以上の団体の活動中の事故や活動に伴う移動中の事故

●保険期間

平成23年4月1日～平成24年3月31日
 (4月1日以降に入金の場合は、入金日の翌日から有効)

⑨ スポーツ振興課または、各教育振興班に備えている加入依頼書により、指定銀行の窓口に掛け金をそえて提出してください。

※インターネットによる加入も可能です。

●補償対象となる事故

傷害保険

急激で偶然な外来の事故により被った傷害による死亡、後遺障害、入院、手術、通院を補償

賠償責任保険

他人にケガをさせたり、他人の物を壊したことにより、法律上の損害賠償責任を負うことによって被った損害を補償

共済見舞金

突然死(急性心不全、脳内出血などによる死亡)に対し、見舞金を給付



5名以上の
団体でご加入
ください。

教えて！国民年金 平成23年度の国民年金保険料が改定されました

平成23年度の国民年金保険料の金額が、
1ヵ月15,020円に改定されました。

支払いは、口座振替が、納め忘れがなく
 確実です。また、前納した場合は、その期
 間に応じて保険料の割引があります。口座
 振替は1年分の前納、6ヵ月分の前納、毎
 月(早割)、毎月(割引なし)があります。

支払い方法は、選ぶことができますので、
 各金融機関または年金事務所に申し込んで
 ください。

●保険料と割引額

- ・1年前納(口座振替)…176,460円(3,780円割引/年)
- ・1年前納(現金納付)…177,040円(3,200円割引/年)
- ・毎月振替(早割)………14,970円(600円割引/年)
- ・毎月振替(翌月末振替)…15,020円

⑩ 諫早年金事務所 ☎0957(25)1666
 または 保険年金課 ☎050(3381)5039

義援金募集!!

東北地方太平洋沖地震

現地は甚大な被害を受け、
 被災者は大変な思いで毎日を過ごしています。
 皆さんの協力をお願いします。

⑪ 各庁舎一階

⑫ 福祉課 ☎050(3381)5051



- 申請方法
 教育委員会学校教育課または各教育振興班で、「通学区変更承認願」に必要事項を記入し、申請してください。
 (ほかに添付書類の提出を求めることもあります)
- 条件
 ・保護者が通学経路、通学方法を明確にした上で、通学途上の安全について責任を持つことを承諾すること
 ・教育委員会が必要と認めた書類などが添付されていること

申 請 事 由	許 可 期 限
転居したことにより、校区が変わった場合	申請した日の属する学期または学年の最後の日まで
校区外に居住しているが、1年以内に申請の校区に住所を定めることが確実な場合	申請した日から転居予定日まで
校区外に転居するが、1年以内に現在の校区に住所を定めることが確実な場合	申請した日から転居予定日まで
(※) 特別支援学級が設置してある学校へ通学することが望ましい場合	申請した日(入級した日)から卒業まで
病気治療または心身上の理由などにより、教育上の配慮が必要な場合	申請した日から保護者が希望する日まで
児童が帰宅したときに、保護者が勤務などで不在である場合	申請した日から学年末までの保護者が希望する日まで
その他、教育的な配慮を特に必要とする場合	申請した日から保護者が希望する日まで

※特別支援学級とは、障害などのある子どもに対して、その特性に応じた教育支援を行うことのできる学級のことで、
 ※南島原市ホームページの「暮らしの情報-教育-学校」で様式などを公開しています。
 ※他の市町村の学校へ就学される場合は区域外就学の手続きが必要です。

就学指定校の変更申請について

⑬ 教育委員会学校教育課 ☎050(3381)5081

南島原市教育委員会では、住所地により就学する学校を指定しています。ただし、特別な事情などで指定校以外の学校へ通学を希望する場合は、次の条件を全て満たし、かつ、次の申請事由に該当する場合に就学指定校の変更を認めています。

児童・生徒の就学援助について

⑭ 教育委員会学校教育課 ☎050(3381)5081

南島原市では、市立の小・中学校に就学している児童・生徒が、学用品費や学校給食費の心配をすることなく義務教育が受けられるよう、その費用の一部を援助する就学援助制度を設けています。

●就学援助制度の対象者

南島原市に住所を有し、市内の小・中学校に児童生徒を就学させる世帯で、教育委員会が認定した人(保護者)です。

●援助の内容

次の費用の一部(限度額あり)を援助します。

- ① 学用品費など
 学用品費、通学用品費、通学費、校外活動費、修学旅行費、体育実技用具費
- ② 医療費
 結膜炎、中耳炎、虫歯など、学校で治療の指示を受けた疾病の治療に要する費用
- ③ 学校給食費

●手続き方法

援助を希望する保護者は、教育委員会学校教育課、各教育振興班または学校に申し出て、受給申請書に必要事項を記入し、学校へ提出してください。
 不明な点は、お気軽にお問い合わせください。

